

在宅障害児者受入体制整備事業について

令和3(2021)年6月1日
栃木県保健福祉部障害福祉課

1 事業の概要

在宅障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院し、介護者が不在となった場合に、濃厚接触者の障害児者の生活に支障が生じることをないように、障害福祉サービス事業者の協力を得て短期入所施設等において受入を行います。

2 受入対象者

障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院し、介護者が不在となった障害児者で濃厚接触者だがPCR検査の結果、陰性である方、かつ、本人のみでは在宅等での生活が困難である方または困難であると思われる方。

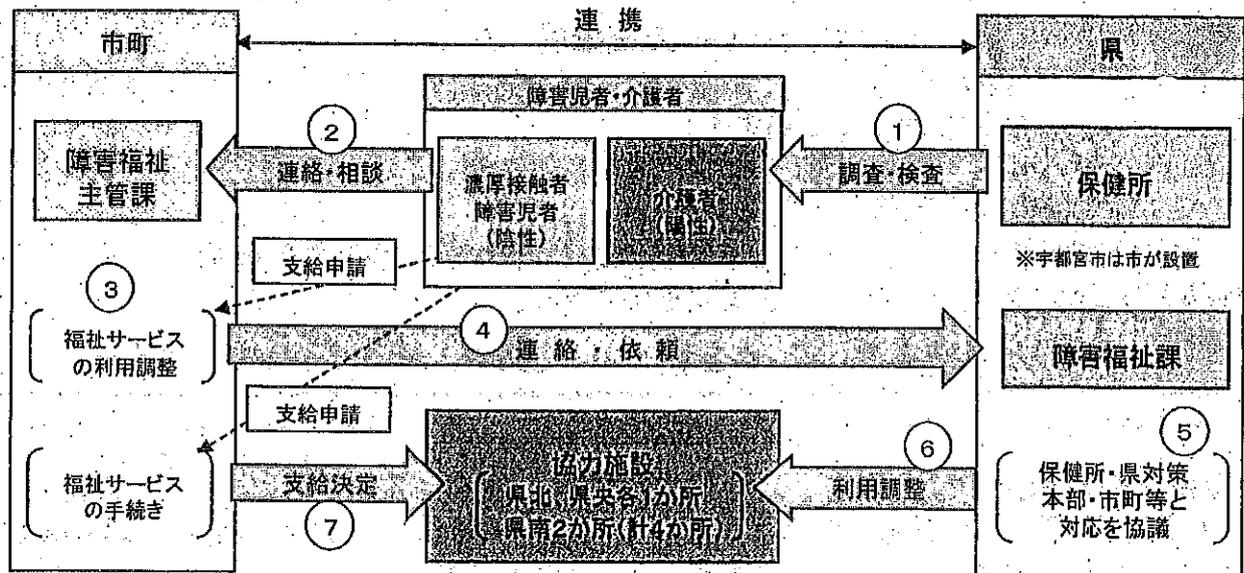
3 受入施設

県北、県央各1か所、県南2か所（計4か所）

4 受入体制

障害福祉サービス事業者の協力を得て、県障害福祉課、保健所、県新型コロナウイルス感染症対策本部、市町が連携し、障害福祉サービスの利用調整等を行うことにより、障害児者の生活を確保していきます。

○障害児者の受入スキーム図



5 費用負担

県は、濃厚接触者を受け入れる障害福祉サービス事業者（協力施設）に対して、居室確保や受入に係る経費を補助します。

6 事業開始日

令和3(2021)年2月1日（月）開始 ※令和3(2021)年6月1日（火）県南1か所追加

新型コロナウイルス感染症に関する情報

1 注目情報

- 令和5年5月8日から5類感染症へ位置づけ変更されましたが、ウイルス自体がなくなっただけではありません。
- 以下の情報を参考に、一人ひとりが自主的な感染対策を継続いただくようお願いします。



患者発生状況



各種相談窓口



基本的な感染対策



2 新型コロナウイルス感染症に関する主な情報



よくあるご質問



ワクチン接種



知事メッセージ



県民の皆様へ



3 新型コロナウイルス感染症に関する医療等に関する情報

 医療機関・薬局をお探しの方 	 検査キットの購入 	 外来対応医療機関について (医療機関のみなさまへ) 
 後遺症にお悩みの方 	 高齢者施設等における感染対策 (高齢者施設等のみなさまへ) 	

4 本県の取組

 感染症分類の位置づけ 変更に向けた基本方針 ーコロナ・新ステージー 	 5類感染症への 位置づけ変更に伴う 変更点 	 第8波までの 本県の取り組み 
--	--	---

5 新型コロナウイルス感染症に関する支援策等

 各種取組・ 支援制度等 	 とちまる安心認証 
---	---

がいこくじんのみなさんへ

- [とちぎ外国人相談サポートセンター \(Tochigi Consultation and Support Center for Foreign Residents\) ホームページ](#)
- [栃木県国際交流協会 \(とちぎけん こくさい こうりゅう きょうかい\) ホームページ](#)
多言語 (たげんご) による新型 (しんがた) コロナウイルス感染症 (かんせんしょう) の相談窓口 (そうだんまどぐち) のリンク先 (さき) (対応言語: 日本語、やさ

しい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語)

TOCHIGI PREFECTURAL GOVERNMENT

法人番号：5000020090000

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

電話番号：028-623-2323

Copyright © Tochigi Prefecture. All Rights Reserved.